

地方自治体が流入規制を義務付ける対象・目的・必要性

各自治体において、区域外からの廃棄物の流入を何らかの措置により規制する目的・必要性としては、区域外からの流入について事前に把握するため、不法投棄等の不適正処理を防止するためなどが挙げられている。

流入規制を義務付ける目的・必要性

区域外からの流入について事前に把握するため

不法投棄等の不適正処理を防止するため

区域外からの流入量を減らすため

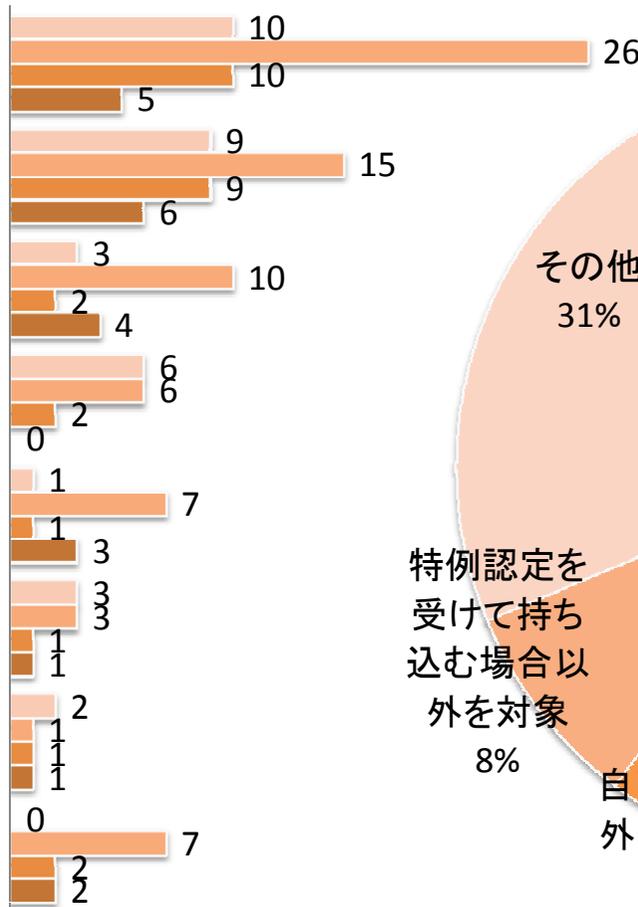
区域外の排出事業者へ指導するため

自区域内での処理を行うことを目指しているため

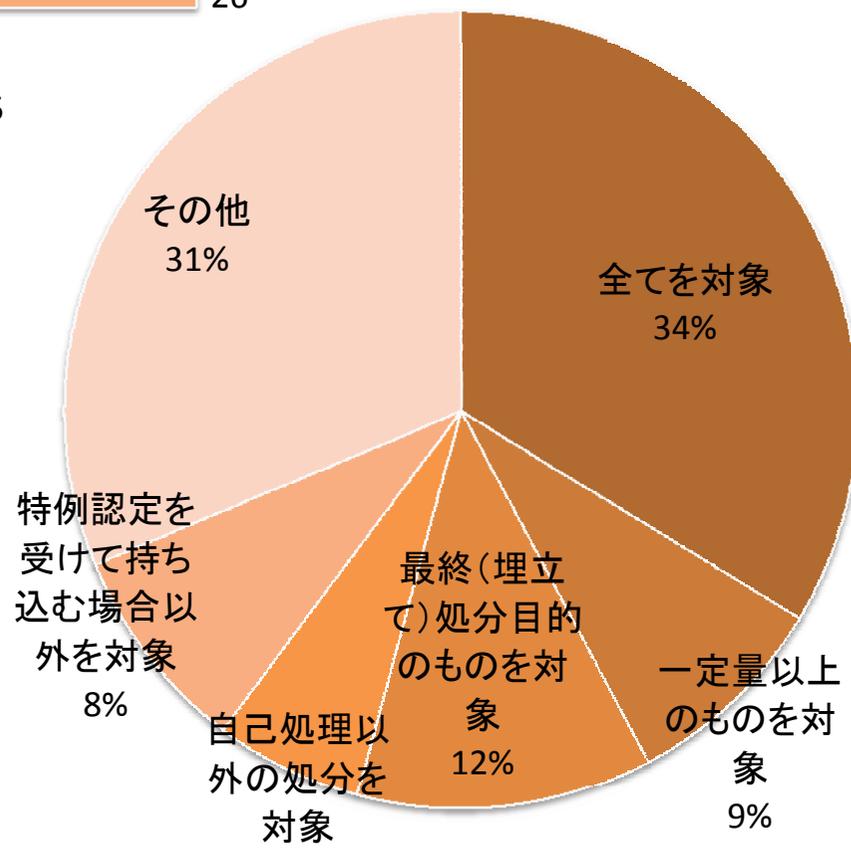
他の都道府県・政令市が行っているため

以前から行っているため

その他



流入規制を義務付けている場合の対象となる廃棄物



(複数回答)

■ 事前届出 ■ 事前協議 ■ 事前承認 ■ 原則禁止

先行許可証の運用状況について

先行許可証制度

申請者・都道府県の事務の合理化のため、許可申請時の提出書類を一部省略できる仕組み。

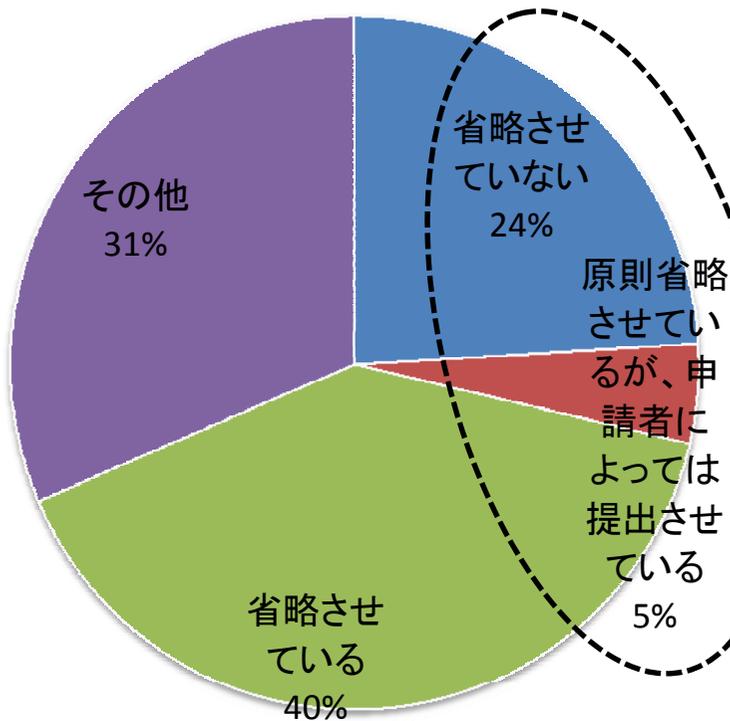
既に取得した許可証を提出
※ 住民票の写し等を添付して
受けたもので、許可時から
5年以内のもの



都道府県等は、次の書類を省略させることができる

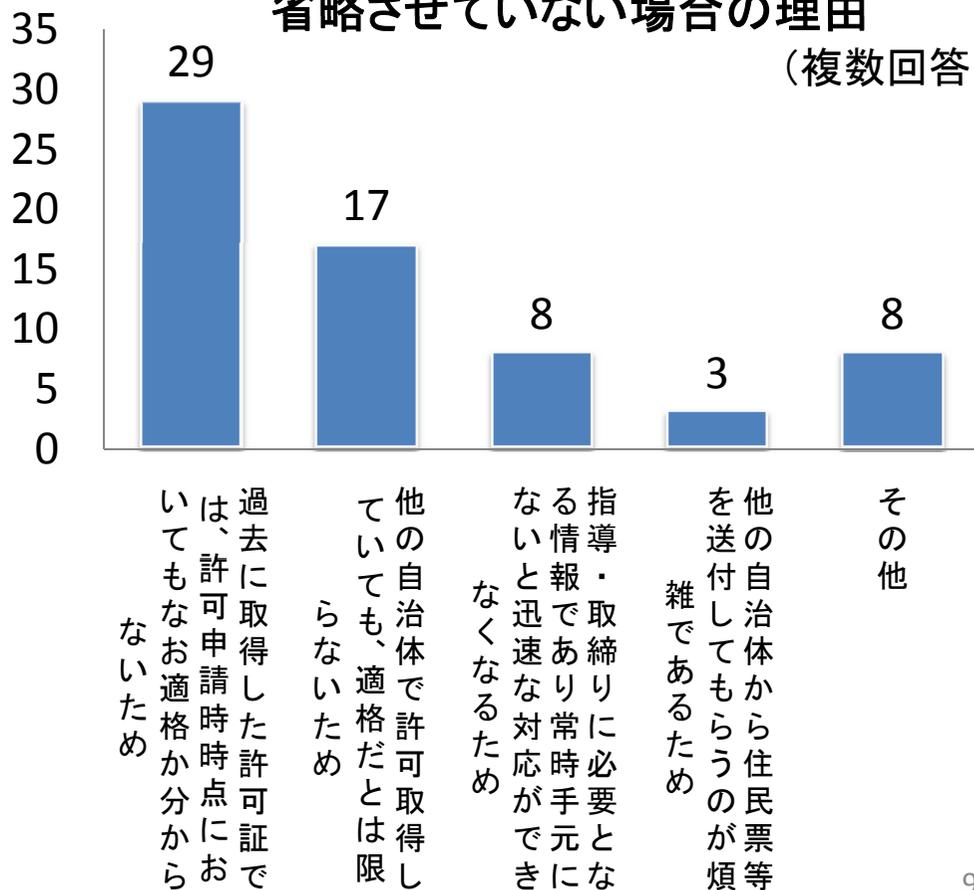
- 申請者の住民票の写し、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ※ 法人の場合はその役員、発行済株式総数の5%以上を有する株主・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者についても不要。
- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書

先行許可証の活用状況 (住民票等を省略させているか)



省略させていない場合の理由

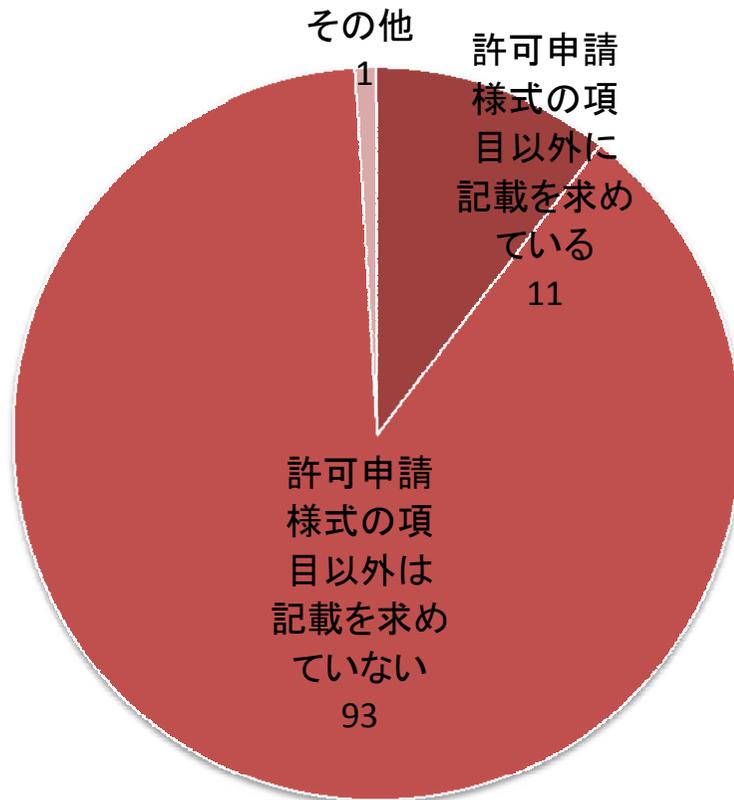
(複数回答)



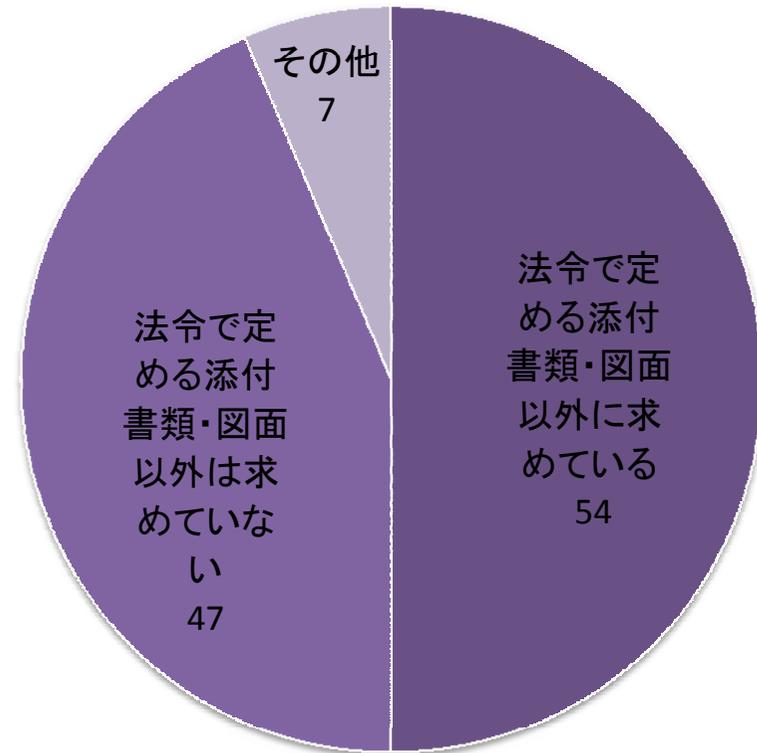
許可申請書記載事項等の地方自治体の運用状況

- 許可申請書等記載項目の追加事項としては、役員の新旧対照表、発行済株式総数の5%以下の株式を有する株主等の氏名等、確定申告書の写し、マニフェスト管理方法、等が挙げられた。
- 許可申請書等添付書類・図面の追加事項としては、従業員名簿、産業廃棄物の発生から処分までのフロー図、斜め前方・斜め後方からの車両の写真、委託契約書の写し、経理的基礎確認のための必要書類(中小企業診断士の経営診断書、確定申告書の写し、税の滞納がないことの証明書、納税額が0円又は重加算税の理由書等)、処理により生産される製品の種類・量・販売価格、土地及び施設の所有権を証する書類等が挙げられた。

許可申請書等の記載項目の追加の有無



許可申請書等の添付書類・図面の追加の有無



産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

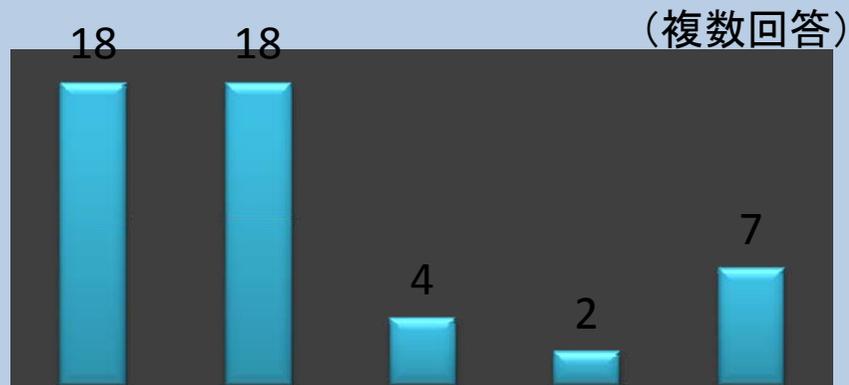
平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。平成20年4月1日現在

都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度 決算額 (百万円)	備考				
三重県	①中間処理施設への搬入 ②最終処分場への搬入	①当該産業廃棄物の重量 ②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	1,000円/トン	平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税				
滋賀県					平成16年1月1日	111	500トン未満免税				
岡山県	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成15年4月1日	802					
広島県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除				
鳥取県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税				
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税				
岩手県						93					
秋田県						390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン				
奈良県					最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	1,000円/トン	平成16年4月1日	190	
山口県									223	自社処分は原則課税免除	
新潟県									平成16年4月1日	227	
京都府									平成17年4月1日	89	
宮城県										387	
島根県										150	
熊本県										172	
福島県									平成18年4月1日	380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知県										518	自社処分は500円/トン
沖縄県										71	
北海道									平成18年10月1日	104	平成18、19年度は暫定税率を適用
山形県	45										
愛媛県	平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用								
福岡県	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却施設: 800円/トン 最終処分場: 1,000円/トン						335	
佐賀県									平成17年4月1日	127	
長崎県										160	
大分県										334	
鹿児島県						111					
宮崎県						260					

産業廃棄物税の導入について

○ 現時点では、2自治体にて導入を検討しているが、その他自治体では導入予定なし。

産業廃棄物税の導入効果



区域内の最終処分量を抑制できている

リサイクルが推進できている

区域外の産業廃棄物の流入を抑制できている

処理施設の設置が促進できている

その他

現時点では導入を検討していない理由



税金の用途について処理業者・排出事業者の理解が得られないため

自区域で発生した廃棄物も他区域に流出しているため

自区域で処理する量が多くないため

自区域内に最終処分場がないため

県による条例が定められているため(政令市)

その他

導入を検討していない理由としてはその他、

- ・本来は処理責任のある排出事業者に直接課税すべきだが徴税が困難という課税対象の問題があるため
- ・県民の理解が得られるような緊急性の高い課題がないため
- ・排出事業者に新たな負担を求めることは、自助努力や市場の力による排出抑制等を減退させるおそれがあるため
- ・他県で設定されている税額と同程度の場合、産業廃棄物の減量化効果が小さいため
- ・近隣圏で既に異なる方式の産業廃棄物税が導入されており、二重課税を回避する必要があるが、都道府県間調整が困難であるためなどが挙げられている。